小樽市立学校施設開放事業・教育委員会庁舎附属屋内運動場開放事業に関する誓約書

開放施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守し、団体の構成員にも周知 することを誓約します。

記

- 1 教育委員会及び学校の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度で使用します。
- 2 施設内や施設周辺で騒音をたてたり、大声で騒ぐ等の行為により、近隣住民に迷惑をかけることはしません。
- 3 営利・政治・宗教・暴力団など私的利益を目的とした使用はしません。
- 4 施設内・敷地内での火気取扱い(喫煙を含む)はしません。
- 5 施設内での飲食(運動時の水分補給を除く)はしません。
- 6 許可された使用時間(準備・後片付け・整理整頓・清掃を含む)を厳守します。
- 7 施設や設備などを破損させた場合は、原状回復(弁償)をします。
- 8 使用後は、必ず整理整頓及び清掃を行い、原状を回復した上で退出します。
- 9 学校行事等のため、開放が中止となる場合があることを承諾します。
- 10 使用料は、必ず決められた期限内に納付します。
- 11 運動場以外の場所には立ち入りません。
- 12 使用を中止した場合には、決められた期日までに必ず報告をします。
- 13 『自主管理方式』について理解し、使用責任者は「『使用責任者』の仕事」を全うします。
- 14 その他児童生徒の教育活動や管理上に支障があるような使用はしません。

以上

上記の内容を守れなかった場合や、申請や許可の内容が事実と相違していることが 確認された場合は、開放事業の使用を取り消されても異議申し立てをしません。

小樽市教育委員会 様

	年	月	日
使 用 団 体 名			
代表者氏名(自署)			
八 农 省 以 石 (口省)			
使用責任者氏名(自署)			—
使田青任老氏名 (白罗)			